年　月　日

○○株式会社
○○　○○　様

北海道電力ネットワーク株式会社
○○長　○○　○○

系統連系に係る契約のご案内

拝啓　時下ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。平素は弊社事業に対しまして格別のご高配を賜り，厚くお礼申しあげます。

さて，このたび弊社の「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱」（以下，「契約要綱」といいます。）および「発電設備等の系統連系に関する契約要綱〔低圧〕」（以下,「低圧連系要綱」といいます。）に基づきお申込みいただきました発電設備の系統連系につきまして，下記のとおり弊社が承諾したことをお知らせいたします。

なお，お客さま（以下,「発電者」といいます。）からのお申込みに係る接続契約（および連系契約）は，本書の発行日を以って成立いたします。

また，本書は本発電設備における連系承諾および工事費負担金契約に係る重要な書類となりますので，契約要綱とあわせて大切に保管していただきますようお願いいたします。

敬具

記

１．契約内容

接続申込日	○○年○○月○○日
契約名義	○○○○
発電設備設置場所住所	○○市○○
発電種別	○○発電
発電出力	○○.○kW　（変更前）○○.○kW （変更後）○○.○kW
契約受電電力	○○kW（○○.○○○kW）　（変更前）○○kW （変更後）○○kW
同時最大受電電力	○○kW（○○.○○○kW）　（変更前）○○kW （変更後）○○kW
受電電圧	低圧
受電地点	弊社の○○引込線と発電者の引込口配線との接続点
接続契約日	○○年○○月○○日
受給開始予定日	○○年○○月○○日
割引Ａ対象変電所名	○○変電所
割引Ｂ対象変電所名	○○変電所
ノンファーム型接続	適用・非適用

２．当該発電設備の系統連系可否および連系条件

お申込みいただきました発電設備は，契約要綱および低圧連系要綱の規定を遵守することで系統連系可能です。なお，保護継電器の整定値等については，添付の「連系開始に向けたお知らせとお願い」を参照願います。

３．工事費負担金

（１）工事概要

①工事内容　負担金工事内訳書のとおり。

②予定工期　約○○ヶ月

（２）工事費負担金概算額

○○○，○○○円（消費税等相当額○，○○○円を含む）

（３）工事費負担金の支払期日

○○年○○月○○日

（４）留意事項

※弊社工事は，工事費負担金をお支払いただいた後に着手いたしますので，ご承知おき願います。

※工事費負担金は，工事完了後に精算を行なうため，追加請求となる可能性があることをご承知おき願います。

※提示した工事費負担金額および工期は変更となる場合があります。なお，工事費負担金額は発電設備設置場所から連系地点までの連系用設備について，発電者にて施設いただくこととして算定しております。

※施設いたしました電気工作物につきましては，ご負担額の多少にかかわらず，弊社の所有とさせていただきます。

４．注意事項

（１）系統連系にあたって必要な対策について

系統連系により次の事象が発生し，それが他のお客さまの電気の使用に影響を及ぼし，もしくは影響を及ぼすおそれがある場合，または弊社の工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には，発電者に必要な対策を講じていただきます。

・単独運転検出機能等によるフリッカの発生

・インバーター等の仕様による高調波の発生

・連絡用変圧器の励磁突入電流による瞬時電圧低下の発生

・その他，上記に準ずる事象の発生

（２）発電設備の出力抑制または解列について

弊社作業または配電線事故時等における一時的な系統変更等がある場合には，発電設備の出力抑制または解列をお願いすることがあります。

５．接続契約における留意事項

以下のいずれかに該当する場合，本契約を解除するとともに，これに係るお申込みについても撤回されたものといたします。

○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）第 9 条第 4 項に基づき経済産業大臣から受けた事業計画認定の効力が失われた場合

○弊社が再エネ特措法施行規則第 14 条に定める「正当な理由」のいずれかに該当する

と判断した場合

○３．（工事費負担金）（３）に定める支払期日までに工事費負担金を支払わない場合

○接続契約が成立して相応の期間が経過してもなお事業計画認定（再エネ特措法第 10 条第 1 項に定める変更認定および同第 2 項に定める届け出を含みます）を取得しない場合

○特段の理由がないにも関わらず受給開始予定日を経過してもなお，電気の供給を開始しない場合

○契約要綱 34（受給契約の解除）のいずれかに該当すると弊社が判断した場合

○再エネ特措法その他関係法令等および契約要綱に反した場合

６．ノンファーム型接続による出力制御について

本発電設備につきましては，ノンファーム型接続適用電源となることから，系統混雑時において出力制御していただくことを前提に系統へ連系いただくこととなります。

系統混雑時の出力制御については，原則，オンライン情報伝達を用いた出力制御（オンライン制御）※にて行うため，別途必要な出力制御機器（通信回線を含む）を導入していただきます。

出力制御に必要な制御機器の仕様については，弊社ホームページをご覧下さい。

リンク先（出力制御機能付 PCS 等（高低圧）　技術仕様書）：

https://www.hepco.co.jp/network/renewable_energy/output_control/pdf/technical_specifications.pdf

ノンファーム型接続の出力制御設備における弊社システムの工期等については、現在実施しているＮＥＤＯ実証事業を踏まえて分かり次第別途お知らせいたします。

なお，ノンファーム型接続による出力制御に係る補償はいたしません。

※発電者から提出される発電計画や需要計画の他，一般送配電事業者が行う再エネの出力予測や需要予測等から潮流を想定して混雑量を計算し，混雑を加味した出力制御値を一般送配電事業者のサーバに公開し，発電所の PCS 等がインターネット経由で出力制御値を取得します。

７．出力抑制に係る取扱いについて

再エネ特措法施行規則第 14 条第 1 項第 8 号に基づき，以下の事項を遵守していただきます。

・弊社が出力の抑制を求めた場合には，これに応じていただきます。

・出力の抑制により生じた損害について，弊社は補償いたしません。

８．その他

本書に記載の無い事項につきましては，契約要綱および低圧連系要綱によります。また，契約要綱および低圧連系要綱が変更された場合は，変更後の契約要綱および低圧連系要綱によります。

９．添付資料

・（「系統連系技術要件ガイドラインとの適合表」，「連系開始に向けたお知らせとお願い」等，必要に応じて添付）

以　上